

# 関東ろう連盟会則

## 第1章 総則

### 第1条【名称】

本会は「関東ろう連盟」という。

### 第2条【事務所】

本会の事務所は理事会で定める場所に置く。

### 第3条【目的】

本会は関東地方の県単位ろう団体相互の緊密な連絡と組織的 活動を促進し、もってろう者の福祉増進と文化の向上を図ることを目的とし、下記の事項を行う。

- (1) ろう者の福祉を目的とする事業の連絡調整並びに総合計画。
- (2) ろう者の福祉に関する調査及び研究。
- (3) 全国のろう団体との連帯強化。
- (4) 各種集会の開催並びに加盟団体の催す事業の援助。
- (5) その他目的達成に必要と認めたる事業。

## 第2章 加盟団体

### 第4条【加盟資格】

一般財団法人全日本ろうあ連盟(以下、全日ろう連)が定める関東ブロック内の県単位ろう団体(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)は本会に加盟することができる。

### 第5条【加盟手続】

本会に加盟を希望する県単位ろう団体は所定の申込用紙を添えて理事長に申し込み、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 本会加盟団体は評議員会で定める分担金を理事長に納入しなければならない。

## 第3章 役員

### 第6条【役員の種類及び定数】

本会は次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名。
- (3) 理事
- (4) 専門部から選出された理事
- (5) 監事 2名
- (6) 評議員。(評議員会規程によるものとする。)

### 第7条【役員職務権限】

理事長は本会の会務を統括する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故等あるときはその職務を代理する。
- 3 理事は理事会を組織し会務執行を図る。理事長並びに副理事長に事故あるときは、理事会の合議により選ばれた理事がその職務を代理する。
- 4 監事は会務を監査する。
- 5 評議員は評議員会を組織し、重要事項を審議する。

### 第8条【役員任期】

役員任期は2年とする。但し再選を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### 第9条【理事選出】

理事の選出にあたっては、関東ろう連盟の組織的特長を生かすため、自動理事・

推薦理事・選挙理事をおく。

2 選出方法については別に定める

#### 第10条【評議員定数】

加盟団体選出評議員は全日ろう連役員選考規則に準ずるものとする。

2 委員会選出評議員の定数算出基準は、別に定める。

### 第4章 会議

#### 第11条【会議の種類】

本会は評議員会及び理事会を置く。

2 会議は定例会議及び臨時会議の2種類とする。

#### 第12条【会議の開催】

定例評議員会は年に1回、定例理事会は年に4回以上開催しなければならない。

#### 第13条【会議の招集】

会議は理事長がこれを召集し、その議長となる。

2 理事長は理事の3分の1以上又は監事から会議に付議すべき事項を示し、理事会の招集を要請されたときは、これを召集しなければならない。

3 評議員会の議長は、前項に関わらず評議員の互選とする。

#### 第14条【定足数と議決】

会議は有資格者の過半数の出席をもって成立する。但し、委任状をもって出席に替えることができるが、議決権はないものとする。

### 第5章 資産及び会計

#### 第15条【資産】

本会の資産は下記により構成される。

- (1) 分担金
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

#### 第16条【資産の管理】

本会の資産は理事長が管理し、その方法は評議員会で定める。

#### 第17条【予算の議決・決算の承認】

本会の予算は年度開始時に理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

2 決算は毎年度終了後、監事の監査を受け、1ヶ月以内に理事会の議決を経て評議員会の承認を受けなければならない。

#### 第18条【会計年度】

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第6章 規約及び規程

#### 第19条【会則の改正】

この会則の改正は理事会で3分の2以上の賛成を経て、評議員会で3分の2以上の議決を経なければならない。

#### 第20条【規程の制定及び改正】

本会は規約の円滑な運用を図るため、規程を別に定めることができる。

2 規程の制定及び改正は理事会で過半数の賛成を経て、評議員会で過半数の議決を経なければならない。

#### 第21条【細則の制定及び改正】

本会は規約及び規程の円滑な運用を図るため、細則を別に定めることができる。

2 細則の制定及び改正は理事会で過半数の賛成を経て評議員会に報告しなければ

ならない。

## 附則

この規約は昭和49年2月24日より制定施行する。

この規約は平成6年4月1日より改正施行する。

この規約は平成12年4月16日より改正施行する。

この規約は2007年（平成19年）4月22日より改正施行する。

この規約は2009年（平成21年）4月26日より改正施行する。

この規約は2012年（平成24年）4月22日より改正施行する。

この規約は2015年（平成27年）4月25日より改正施行する。

2016年（平成28年）4月24日改定。（名称を会則に改める他）